

岡山市在宅重度障害者介護者慰労金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者を常時介護している者に対して、在宅重度障害者介護者慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、介護者の労をねぎらい、家族の精神的、経済的な負担を軽減し、もって在宅重度障害者及びその介護者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において在宅重度障害者とは、65歳未満の者で、在宅において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別障害者手当の受給資格の認定を受けたもののうち、その認定の対象となった障害の状態が6箇月以上継続しているものをいう。

2 この要綱において介護者とは、在宅重度障害者と同居し、当該在宅重度障害者を現に介護している者（同一の在宅重度障害者を介護している者が2人以上いる場合にあつては、そのうちの主として介護している者）をいう。

(慰労金の支給要件等)

第3条 慰労金は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合に介護者（他の公的制度により、慰労金に相当する給付を現に受けている者を除く。）に対して支給する。この場合において、同一の介護者が同時に2人以上の在宅重度障害者を介護している場合にあつては、それぞれの在宅重度障害者の介護に係る慰労金を支給する。

- (1) 在宅重度障害者及び介護者が、本市の区域内に引き続き6箇月以上住所を有すること。
- (2) 慰労金の支給申請日において、在宅重度障害者の年齢が満65歳未満であること。
- (3) 慰労金の支給申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）において、介護者が在宅重度障害者を介護した期間（以下「介護期間」という。）が6箇月以上あること。ただし、申請年度の前年度（以下「前年度」という。）に慰労金に相当する給付を受けていない場合において、前年度から申請年度まで介護しており、その期間が6箇月以上あるときは、この限りでない。
- (4) 在宅重度障害者が支給申請日前1年間において、次に掲げる給付等のいずれをも受

けていないこと。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条若しくは第30条に基づく支給又は同法第77条第1項第8号若しくは第9号に規定する事業のサービス

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項若しくは第14項に規定するサービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)又は同法第8条の2第1項若しくは第12項に規定するサービス(介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)

(5) 介護者が在宅重度障害者を介護することにより報酬その他の対価を受けていないこと。

(慰労金の額等)

第4条 慰労金の額は、在宅重度障害者1人につき、年額4万円とする。

2 慰労金は、口座振替の方法により支給する。

(申請手続等)

第5条 慰労金の支給を受けようとする介護者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 慰労金の申請は、介護期間が6箇月に達する日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して慰労金の支給の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(支給要件の調査)

第7条 市長は、支給要件の認定に必要な調査を行うことができる。

2 申請者は、前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。

3 市長は、申請者が前項の規定に違反して調査等を拒むことにより、慰労金の支給の可否を決定することができないときは、慰労金の不支給決定を行うものとする。

(慰労金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により慰労金の支給を受けた者があるとき

は、慰労金の支給を取り消し、既に支給した慰労金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により慰労金を返還させるときは、書面により当該慰労金の支給を受けた者に通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第9条 慰労金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 岡山市介護保険条例（平成12年3月22日市条例第55号）附則第15条及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条の規定に基づき、平成29年3月31日までの間は、第3条第4号イの規定は次のとおりとする。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項若しくは第14項に規定するサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同法第8条の2第12項に規定するサービス又は整備法の規定によりなお効力を有するとされた改正前の介護保険法第8条の2第1項に規定するサービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。